

令和 7 年第 1 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	令和 7 年度市政執行の基本方針等について	P 5
2	さくら市手話言語条例の制定について	P 12
3	さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について	P 12
4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P 13
5	さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正について	P 13
6	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	P 14
7	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	P 14
8	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 14
9	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	P 15
10	さくら市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部改正について	P 15
11	さくら市都市公園条例の一部改正について	P 16
12	さくら市道路占用料徴収条例の一部改正について	P 16
13	さくら市公共物管理及び使用料条例の一部改正について	P 16
14	令和 6 年度さくら市一般会計補正予算(第 8 号)	P 17
15	令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	P 18
16	令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	P 18
17	令和 6 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	P 19
18	令和 6 年度さくら市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	P 20

番号	項 目 名	ページ
19	令和 7 年度さくら市一般会計予算	P 20
20	令和 7 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	P 24
21	令和 7 年度さくら市国民健康保険特別会計予算	P 25
22	令和 7 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	P 25
23	令和 7 年度さくら市介護保険特別会計予算	P 26
24	令和 7 年度さくら市水道事業会計予算	P 26
25	令和 7 年度さくら市下水道事業会計予算	P 27
26	市有財産の無償譲渡について	P 28
27	市道路線の認定について	P 29
28	さくら市教育委員会委員の任命同意について	P 29
29	専決処分事項の報告について（さくら市給食センター新築工事（建築工事）請負契約の変更（第 2 回））	P 30
30	専決処分事項の報告について（さくら市給食センター新築工事（機械設備工事）請負契約の変更（第 2 回））	P 30
31	専決処分事項の報告について（さくら市給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約の変更（第 2 回））	P 30
32	専決処分事項の報告について（喜連川中学校屋内運動場等長寿命化改良工事請負契約の変更）	P 30
33	人権擁護委員候補者の推薦について（岩崎 奨）	P 30
34	人権擁護委員候補者の推薦について（山口 昭子）	P 31
35	議案説明資料 参照法令等	P 32
36	さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 34
37	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 35

番号	項 目 名	ページ
38	さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 39
39	さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 58
40	さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 59
41	さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 60
42	さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 62
43	さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 65
44	さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 66
45	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 67
46	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 68
47	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 69
48	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 70
49	さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 71
50	さくら市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 73
51	さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 88
52	さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 95

令和 7 年第 1 回さくら市議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の説明に先立ち、令和 7 年の市政経営に関する所信を申し述べます。

直近の 1 年は、世界各国で選挙結果等による政治の衝撃的変動が報じられました。国内では石破政権が発足し、初の施政方針演説では「令和の列島改造」として「地方創生 2・0」に力点を置くことについて、新たな重点として芸術文化・スポーツ振興を加えるなどを含めて示されました。予算案等の審議につきましては、少数与党による国会運営となり、結果の想定が見通し難い状況ではありますが、期待感も持ちながら注視してまいりたいと考えております。

アメリカでは、第 2 次となるトランプ政権が発足と同時に数多くの政策転換を世界に示しながらスタートしました。政治的転換は主要各国内でも起きており、今後の世界情勢そのものが見通しの利かない不安定な状況下にあると認識しております。しかし一方、そんな中でも、自らの地域を重視し、これを守りながら発展に繋げていこうとする意志は世界共通のものであります。

さて、そのような状況を踏まえつつ、本市の令和 7 年の市政経営について申し上げます。市税収入におきましては、令和 5 年度決算額が対前年度決算比 1.2% 増という結果になりました。令和 4 年度に引き続きの増収であり、地域経済のコロナ禍からの回復が持続しているところではありますが、物価高騰、長期化の様相を呈する円安等の影響等、マイナス要因も確認できるところです。困難な状況下での市政経営となりますが、市民サービスの低下を招くことがないよう、本市が目指す将来像、さくら市での「暮らしが楽しめる健康・里山・桜の小都市(まち)」の実現に向けて、質実主義のもと様々な手法を駆使して前向きに取り組んでまいります。

ここからは、令和 7 年に取り組んでまいります重点事項について申し上げます。

はじめに「暮らしを楽しめる小都市づくりの推進」であります。

さくら市は、年少人口比率、合計特殊出生率、転入超過数等において県内 1 位の実績を誇っており、このことからだけでも「暮らしを楽しめる小都市づくり」は、一定の成果を得ている

ものと考えております。本年は、更にそれを加速させる施策の展開を図ってまいります。

まず、氏家駅東地区につきましては、その魅力向上を目指したまちづくり基本構想を具体化するため、地元との意見交換を重ねながら都市計画事業の事業化に向けた準備を進めてまいります。

また、かねてより進捗させていたデマンド交通事業のD X推進が完了し、今月からA Iを導入した新型デマンド交通としての運行を開始しました。今日も3台の専用ワゴン車が市内を走り回っております。より便利に、より使いやすくなったデマンド交通を多くの市民に利用いただくため、利用方法等の周知に力を入れていきたいと考えております。

2つ目は「健康・医療・スポーツの重視」であります。

市民の皆様には昨年12月に発表させていただきましたが、Jリーグチームの栃木S Cとさくら市とにおいてグラウンド及びクラブハウスの練習拠点を整備することで基本合意を締結いたしました。本市が全国に60クラブしかないプロサッカーチームの拠点になるのは、これが初めてであり、栃木S Cと共に

スポーツの普及振興、未来に繋がる学習機会の創出、健康づくりの推進、地域経済活性化等の実現を図って参ります。

また、昨年 8 月に株式会社タニタヘルスリンク様と包括連携協定を締結させていただきましたが、この協定に基づいた具体的な事業の実施を図ります。いわゆる健康アプリを導入し、市民に提供するとともに、血圧計、体組成計等を保健センター等、市内複数の拠点に設置します。自分の身体の状態をデータで確認しやすくなることで市民の健康意識の向上を図ります。

3 つ目は「桜と花と緑の小都市の推進」であります。

まず、早乙女の桜並木についてです。現在、西側の植栽は完了していますが、令和 7 年度は、東側の植栽に着手する予定です。その後も他の工事を進め、令和 8 年度の完成を目指します。

また、お丸山については、スカイタワーの用地取得が完了しました。ついては、スカイタワーの対応方針を含め、全体の再整備の構想をもう一度検討し、令和 8 年度での事業化に繋げたいと考えます。

4 つ目は「地域経済の活性化」であります。

昨年、公表させていただきましたが、地域経済の活性化の最大級の起爆剤として、蒲須坂工業団地の南側に新たな産業団地の造成を目指しております。間もなく、そのための基本構想・基本計画が完成いたします。今年は、それらの資料をもとに栃木県における事業化の実現を強く働きかけていきたいと考えております。また、それ以外の場所・案件における企業誘致の実現にも引き続き取り組んでまいります。

5つ目は「市内の子ども達のための施策」であります。

先にも申し上げさせていただいた通り、さくら市は、年少人口比率・合計特殊出生率で県内1位の実績があり、「栃木県で最も子どもが多い市」を自負しており、ついては、子育て関連施策・子育て世帯支援策の充実が使命であると考えております。

今年は、いよいよ新給食センターが完成します。供用開始は夏休み明けの予定になっております。1日当たり4,000食の給食を供給することになりますが、目指すところは「四里四方」で「身土不二」、すなわち地場地産の野菜等、高い割合の地産地消の実現であり、そのための農作物の生産量の拡大のための補助事業の充実につきましても並行して進めてまいります。

更に、学校体育館への空調施設の導入を進めてまいります。
今年度で中学校に対する導入は完了いたします。令和7年度は、
各小学校に対する導入を開始し、夏までに完了する見込みであります。

また、保育においては、地域の人口増に伴う需要の高まりに応じるため、南小放課後児童クラブの増設を行うとともに、令和8年4月には、氏家保育園の閉園に対応するための新たな保育園・新たな放課後児童クラブの整備を目指します。

6つ目は「市制20周年記念事業の実施」であります。

いよいよ今年は、さくら市の市制20周年の記念の年になります。平成17年3月28日の新市発足後、リーマン・ショック、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症によるパンデミック等、社会全体を脅かす様々な危機に見舞われましたが、市民の皆様の方力を集結し、これを乗り越えることができました。これまで多大なご尽力を賜った歴代の方々、そして現在を作っていただきました多くの市民の皆様々に特段の感謝の意を顕しますと共に、次の20年をはじめ、遠い将来にも思いを至して、先ずは3月29日に記念式典を開催いたします。この場には、

県内・市内の関係者の他、国際友好都市であるランチョ・パロス・ベルデス市からも関係者がお出で頂ける予定です。

また1月の広報紙に記事を掲載させていただきましたが、今年1年間、市民団体等に「市制20周年」を祝う記念事業を実施いただける場合は、その経費の一部を補助する事業を開始しております。ぜひ、多くの方々に応募いただけることを期待いたします。更に、蓮池等の自然資源や彫刻屋台等の伝統文化遺産を活かす取組等、将来に繋げるべき事業について、記念事業としての展開を検討してまいりたいと考えております。

以上、令和7年の主な取組について申し上げます。これらの施策の他にも様々な政策・施策の実施を通じて、多くの市民が「暮らしを楽しめる」小都市づくりを推進していく決意でございます。

市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、年頭の所信とさせていただきます。

引き続き、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 12 件、予算 12 件及びその他の議案等 9 件であります。

議案第 1 号は、さくら市手話言語条例の制定についてであります。

本案は、手話に対する理解の促進及び普及について、市民や事業者の役割を明らかにすると共に、全ての市民が相互に理解し、安心して暮らせる地域共生社会を実現するため、条例の制定を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、福祉課にて対応している一部の事務について、申請時の添付書類の省略による市民等の利便性向上及び事務の効率化を図ることを目的とし、個人番号を利用した情報連携等を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

国においては、人事院の一般職の国家公務員の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われました。

本案は、さくら市職員等の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じ、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づく学校運営協議会委員に関する報酬額を規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業者等の栄養士の要件を管理栄養士についても満たすことができるよう、所要の改正をするものであります。

議案第 9 号は、さくら市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、工場立地法に基づく届出の際の基準となる緑地及び環境施設の面積に対する割合、緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積への算入割合、敷地が 2 以上の区域にわたる場合の適用及び隣接する地方公共団体の長との協議について、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、さくら市都市公園条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら市都市公園の有効活用及び最適化を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号は、さくら市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。

本案は、道路占用料について、道路法施行令及び栃木県道路占用料徴収条例に準拠し、額の改定、項目の統一を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号は、さくら市公共物管理及び使用料条例の一部改正についてであります。

本案は、認定外道路・水路等の使用料について、さくら市道路占用料徴収条例と同額にするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 13 号は、令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 8 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 18 億 9,133 万 3 千円を追加し、予算の総額を 252 億 1,888 万 5 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、11 款地方交付税で、普通交付税 2 億 1,839 万 3 千円、15 款国庫支出金で、学校施設環境改善交付金 1 億 8,162 万 1 千円、18 款寄附金で、ふるさとづくり寄附金 6,000 万円、プロサッカーによる地域の元気づくり寄附金 1 億円を追加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 6 億 8,453 万円、減債基金繰入金 6 億円を減額、22 款市債で、給食センター建設事業費 16 億 5,350 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、ふるさとづくり寄附事業費 1 億 3,219 万円、3 款民生費で、施設型給付・地域型給付等事業費 9,692 万円を追加、児童手当支給事業費 1 億 4,772 万円を減額、5 款農林水産業費で、市の堀用水改修事業費 3,953 万円、農業用ため池防災減災対策事業費 9,870 万円、9 款教育費で、給食センター建設事業費 18 億 3,517 万 6 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、公用車管理事務ほか 9 件を追加、児童館等管理運営事業を変更するものであります。

第 3 表地方債の補正は、公有財産管理運用事業費ほか 14 件の限度額を変更するものであります。

議案第 14 号は、令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 2,291 万 1 千円を減額し、予算の総額を 2 億 2,487 万円とするものであります。

歳入では、4 款繰入金で、一般会計繰入金 2,291 万 1 千円を減額し、計上いたしました。

歳出では、1 款土地区画整理事業費で、上阿久津台地土地区画整理事業費 2,291 万 1 千円を減額し、計上いたしました。

議案第 15 号は、令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 6,094 万円を追加し、予算の総額を 41 億 5,957 万 9 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、8 款繰入金で、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1,336 万 6 千円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）339 万 6 千円を減額、9 款繰越金で、前年度繰越金 1 億 7,764 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款保険給付費で、一般被保険者療養給付費 7,287 万 1 千円、一般被保険者高額療養費 1,270 万 8 千円、7 款基金積立金で、国民健康保険財政調整基金積立金 4,650 万 3 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 16 号は、令和 6 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,371 万 7 千円を追加し、予算の総額を 6 億 3,056 万 9 千円とするものであります。

歳入では、4 款繰越金で、前年度繰越金 1,371 万 7 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、4 款諸支出金で、他会計繰出金 1,371 万 7 千円を追加し計上いたしました。

議案第 17 号は、令和 6 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 1 億 6,688 万 6 千円を減額し、予算の総額を 40 億 104 万 1 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、4 款支払基金交付金で、介護給付費交付金 4,590 万円を減額し、計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款保険給付費で、地域密着型介護サービス給付事業費 1 億 7,000 万円を減額し、計上いたしました。

議案第 18 号は、令和 7 年度さくら市一般会計予算であります。

先に申し上げました基本的な考え方のもとに編成いたしました令和 7 年度一般会計予算は、前年度当初予算額 216 億 6,400 万円に対しまして、10.2%増の 238 億 8,000 万円と決めました。

まず、第 1 表歳入各款の概要を御説明申し上げます。

1 款市税は、社会経済活動の回復傾向を考慮し、市税全体として前年度比 1 億 3,935 万 7 千円増の 67 億 7,854 万 2 千円を計上いたしました。

2 款地方譲与税及び 3 款から 10 款までの各種交付金につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、15 億 9,978 万 2 千円を計上いたしました。

11 款地方交付税につきましても、過去の交付実績や地方財政計画に基づき 32 億 1,530 万円を計上いたしました。

15 款国庫支出金は、38 億 3,453 万 6 千円で、主なものは、児童手当、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、就学前教育・保育施設整備交付金など児童福祉費補助金であります。

16 款県支出金は、19 億 7,534 万 5 千円で、主なものは、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、障害者自立支援給付費など社会福祉費負担金であります。

17 款財産収入は、1 億 2,088 万 6 千円で、主なものは、市有地売却収入であります。

18 款寄附金は、一般のふるさと寄附金の増収見込みに加え、栃木 S C の練習拠点整備に賛同する企業版ふるさと納税の寄附見込み額を考慮し、対前年度比 4 億円増の 10 億 7 千円を計上いたしました。

19 款繰入金は、19 億 5,752 万 1 千円で、主なものは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金であります。

20 款繰越金では、4 億円を、21 款諸収入では、15 億 2,427 万 8 千円を計上いたしました。

22 款市債は、11 億 7,610 万円で、主なものは、市道整備事業債、放課後児童クラブ施設整備事業債などであります。

次に歳出各款の概要であります。

1 款議会費では、議会の運営及び活動に関する経費として、2 億 113 万 1 千円を計上いたしました。

2 款総務費は、29 億 2,295 万 9 千円で、その主なものは、ふるさとづくり寄附事業費、住民情報関連システム管理事業費、市税の賦課徴収事務費などあります。

3 款民生費は、88 億 1,669 万 9 千円で、その主なものは、施設型給付・地域型給付等事業費、介護給付・訓練等給付事業費、児童手当支給事業費、放課後児童クラブ施設整備事業費、介護保険特別会計や国民健康保険特別会計への繰出金、生活保護者扶助事業費、後期高齢者医療費などあります。

4 款衛生費は、13 億 6,868 万 5 千円で、その主なものは、定期予防接種事業費、ごみ収集事業費、各種がん検診事業費、ごみ減量対策事業費などであります。

5 款農林水産業費は、6 億 4,361 万 6 千円で、その主なものは、総合交流ターミナル施設維持管理事業費、多面的機能支払交付金事業費、農業用ため池防災減災対策事業費、農産物売上向上対策総合支援事業費などであります。

6 款商工費は、17 億 8,482 万 1 千円で、その主なものは、中小企業振興資金融資事業費、観光協会振興事業費、企業誘致推進事業費、温泉源泉維持管理事業費などであります。

7 款土木費は、24 億 6,209 万 5 千円で、その主なものは、道路改良事業費、道路維持補修事業費、公園等整備事業費、公営住宅維持管理事業費、下水道事業会計負担金などであります。

8 款消防費は、8 億 3,984 万円で、その主なものは、塩谷広域行政組合消防費負担金、消防団運営事業費などであります。

9 款教育費は、31 億 3,015 万 4 千円で、その主なものは、学校 ICT 管理事業費、非常勤講師活用事業費、学校給食センター管理運営事業費、プロサッカーによる地域の元気づくり推進事業費などであります。

10 款災害復旧費では、300 万円を、11 款公債費では、16 億 8,700 万円を、12 款予備費では、2 千万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第 2 表債務負担行為は、広島平和記念式典中学生派遣事業ほか 4 件の債務の期間、限度額を定めるものであります。

第 3 表地方債は、卯の里庁舎改修事業費ほか 16 件の事業などに要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

一時借入金については、借入れの最高額を 10 億円と決めました。

以上が、令和 7 年度さくら市一般会計予算の概要であります。

議案第 19 号は、令和 7 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算であります。

令和 7 年度予算の総額は、1 億 3,456 万 6 千円と決めました。

第 1 表歳入の主なものは、4 款繰入金で、一般会計繰入金 1 億 3,456 万 4 千円を、歳出の主なものは、2 款公債費で、市債償還金 1 億 3,456 万 4 千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第 20 号は、令和 7 年度さくら市国民健康保険特別会計予算であります。

令和 7 年度予算の総額は、40 億 5,694 万 5 千円と決めました。

第 1 表歳入の主なものは、1 款国民健康保険税で、8 億 1,273 万 9 千円、5 款県支出金で、29 億 6,598 万 8 千円、8 款繰入金で、2 億 4,577 万 2 千円を、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、28 億 7,787 万 3 千円、3 款国民健康保険事業費納付金で、10 億 6,081 万 7 千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第 21 号は、令和 7 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和 7 年度予算の総額は、6 億 1,959 万 1 千円と決めました。

第 1 表歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料で、4 億 6,625 万 3 千円、3 款繰入金で、一般会計繰入金 1 億 5,006 万円を、歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で、5 億 8,308 万 7 千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第 22 号は、令和 7 年度さくら市介護保険特別会計予算であります。

令和 7 年度予算の総額は、38 億 2,603 万 9 千円と決めました。

第 1 表歳入の主なものは、1 款保険料で、8 億 1,417 万 9 千円、3 款国庫支出金で、8 億 7,278 万 1 千円、4 款支払基金交付金で、9 億 9,769 万 6 千円、8 款繰入金で、一般会計からの繰入金など 6 億 1,256 万円を、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、35 億 8,488 万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第 2 表債務負担行為は、第 10 期さくら市高齢者総合保健福祉計画策定業務委託の債務の期間、限度額を定めるものであります。

以上が、令和 7 年度の各特別会計予算の概要であります。

議案第 23 号は、令和 7 年度さくら市水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、予算第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款

水道事業収益予定額を 9 億 2,201 万 3 千円、支出第 1 款水道事業費用予定額を 9 億 1,346 万 6 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 3 億 5,744 万 3 千円、支出第 1 款資本的支出予定額を 9 億 3,924 万 6 千円と決めました。

予算第 5 条債務負担行為は、野辺山浄水場大規模更新工事及び専用回線廃止に伴うテレメータ更新工事の期間、限度額を定めるものであります。

予算第 6 条企業債は、上水道拡張事業費、上水道改良性事業費及び開発検討ゾーン水道施設整備事業費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 7 年度さくら市水道事業会計予算の概要であります。

議案第 24 号は、令和 7 年度さくら市下水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、

予算第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款下水道事業収益予定額を 9 億 8,228 万円、支出第 1 款下水道事業費用予定額を 9 億 7,836 万 3 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 7 億 8,727 万 5 千円、支出第 1 款資本的支出予定額を 10 億 8,853 万 1 千円と決めました。

予算第 5 条企業債は、管路建設改良費及び処理場建設改良費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 7 年度さくら市下水道事業会計予算の概要であります。

議案第 25 号は、市有財産の無償譲渡についてであります。

本案は、常設こどもの居場所事業の実施箇所として貸付ける予定の旧シルバー人材センター跡地につきまして、現存する事務所等の建物が、新たな施設建設のため不要となることから、

事務所等の建物を除却することを条件として無償で譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号は、市道路線の認定についてであります。

本案は、開発行為によって設置された開発道路を市道に認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号は、さくら市教育委員会委員の任命同意についてであります。

本案は、現委員のふにゅうまさおき船生正興氏が令和7年5月23日をもって任期満了いたしますが、引き続き同氏をさくら市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

報告第 1 号から第 4 号までは、工事請負契約の変更に係る、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた「議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額 5 パーセント以内の変更契約」について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

諮問第 1 号及び第 2 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第 1 号は、現委員の岩崎^{いわさき} 奨^{すすむ}氏が令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

諮問第 2 号は、現委員の福田^{ふくだ} 雅章^{まさあき}氏が令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、新たに山口^{やまぐち} 昭子^{あきこ}氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

◎ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（任命）

第 4 条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3・4 略

- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

◎ 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

□ 地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成25年9月9日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の5パーセント以内に相当する金額（2,000万円以下のものに限る。）に係る契約の変更に關すること。</u>	平成25 年第3回 さくら 市議会 定例会	議員案第2号	平成25年 9月9日

さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成29年さくら市条例第14号）

(1/1)

改 正 案	現 行
(目的) 第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第16条第1項</u>の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第13条第1項</u>の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成 27 年さくら市条例第 36 号) (1/4)

改 正 案			現 行		
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 13 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 15 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略 別表 (第 4 条関係)			(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略 別表 (第 4 条関係)		
1 市長	略	機関	1 市長	略	特定個人情報
		事務			略
					健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号)、地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) (4 の項及び 7 の項において「医療保険各法」という。) による医療に関する給付の支給に関する情報であって規
					(新設)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成 27 年さくら市条例第 36 号) (2/4)

改 正 案			現 行		
		<u>則で定めるもの</u>			
略	略	略	略	略	略
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に準ずる保護に関する事務であって規則で定めるもの	<u>医療保険各法</u>	4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に準ずる保護に関する事務であって規則で定めるもの	<u>健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号)、地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) (7 の項において「医療保険各法」という。)</u> による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		略			略
略	略	略	略	略	略
13 市長	<u>軽度又は中等度の難聴児の補聴器の購入等に要する経費に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成 27 年さくら市条例第 36 号) (3/4)

改 正 案			現 行
14 市長	<u>障害者等に対する日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	
		<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>	
		<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
		<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>	
		<u>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)による指定難病要支援者に対する証明に関する情報であって規則で定めるもの</u>	
15 市長	<u>障害者の住宅改修費給付事業の利用に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	
		<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>	
		<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
		<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>	
16 市長	<u>障害者の移動支援事業の利用に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	
		<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>	
		<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成 27 年さくら市条例第 36 号) (4/4)

改 正 案			現 行
17 市長	障害者の地域活動支援センターの利用に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u> <u>住民票関係情報であつて規則で定めるもの</u>	
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	
18 市長	障害者の福祉ホームの利用に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u> <u>住民票関係情報であつて規則で定めるもの</u>	
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	
19 市長	障害者の日中一時支援事業の利用に関する事務であつて規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u> <u>住民票関係情報であつて規則で定めるもの</u>	
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（1/16）

改 正 案	現 行
（給与） 第2条 給料は、さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年さくら市条例第38号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 2 略 （昇給の基準） 第4条 略 2～4 略 5 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 _____とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 <u>次に掲げる</u> 職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) <u>55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）</u> (2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの</u> 7～10 略 （扶養手当） 第8条 略	（給与） 第2条 給料は、さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年さくら市条例第38号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 2 略 （昇給の基準） 第4条 略 2～4 略 5 前項の規定により職員（次項____に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給<u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給）</u>とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 <u>55歳を超える</u> 職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。 7～10 略 （扶養手当） 第8条 略

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（2/16）

改 正 案	現 行
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) _____ _____ (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 _____ にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。 第9条 削除 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の前項にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（3/16）

改 正 案	現 行
	を欠くに至った場合を除く。)
	2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
	3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
	(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
	(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
	(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)	
第9条の2 地域手当は、職員の在勤する地域における	

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（4/16）

改 正 案	現 行
<u>民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる市規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。</u> 2 <u>地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級の区分に応じて、当該各号に定める割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。</u> (1) <u>1級地 100分の20</u> (2) <u>2級地 100分の16</u> (3) <u>3級地 100分の12</u> (4) <u>4級地 100分の8</u> (5) <u>5級地 100分の4</u> 3 <u>前項の地域手当の級地は、市規則で定める。</u> 第9条の3 <u>前条第1項の市規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として市規則で定める場合に限る。）において、当該異動（以下この項において単に「異動」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいい、市規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で市規則で定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が前条第1項の市規則で定める地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号</u>	

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（5/16）

改 正 案	現 行
<u>に定める割合が異動後の支給割合（前条第2項の市規則で定める級地の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）</u>、<u>給料、管理職手当及び扶養手当の月額</u>の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市長の定めるところによる。 <u>(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に前条第3項の市規則で定める級地の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）</u> <u>(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 本市の支給割合に100分の80を乗じて得た割合</u> <u>(3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合</u> 2 <u>さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第166号）の適用を受ける職員、さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第51号）、特別職に属する常勤の職員、地方公務員、国家公務員又はさくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年条例第34号）第11条第1号に規定する退職派遣者であった者が、引き続き行政職給料表の適用を受ける職員となり、市規則で定める本市の級地以外の級地が適用される地域又は地域手当の支給対象とならない地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における</u>	

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（6/16）

改 正 案	現 行
<u>勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。</u> （住居手当） 第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 （1） 略 （2） 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）</u>が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの 2・3 略 （通勤手当） 第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 （1） 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路（以下この条</u>において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） （2）・（3） 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職	（住居手当） 第9条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 （1） 略 （2） 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの 2・3 略 （通勤手当） 第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 （1） 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）</u>を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） （2）・（3） 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（7/16）

改 正 案	現 行
員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項 _____において「運賃等相当額」という。） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 _____ _____ _____ _____ _____、第1号に定める額又は前号に定める額 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。） _____	員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。） <u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 <u>（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u>、第1号に定める額又は前号に定める額 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号 _____において「新幹線鉄道等」という。） <u>でその利用が市規則で定め</u>

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（8/16）

改 正 案	現 行
_____を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (2) 略 4 <u>前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額について準用する。</u> 5 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その</u>	<u>る基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) 略 4 <u>前項の規定は、前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（9/16）

改 正 案	現 行
合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（<u>新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額</u>）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、<u>前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> 6 略 7 略 8 略 9 略 （単身赴任手当） 第10条の2 略 2 略 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u> 4 略 （勤務1時間当たりの給与額の算出） 第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。 2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たり	5 略 6 略 7 略 8 略 （単身赴任手当） 第10条の2 略 2 略 3 <u>第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 4 略 （勤務1時間当たりの給与額の算出） 第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額_____に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。 2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たり

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（10/16）

改 正 案	現 行
の給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。	の給与額は、給料の月額____及び特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。
3 略 （管理職員特別勤務手当） 第16条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。 （1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき8,000円を超えない範囲内において市規則で定める額_____ （2）略	3 略 （管理職員特別勤務手当） 第16条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。 （1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき8,000円を超えない範囲内において市規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）_____ （2）略
4 略 （期末手当） 第17条 略	4 略 （期末手当） 第17条 略

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（11/16）

改 正 案	現 行
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> _____（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の105</u> _____）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</u> 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額<u>並びにこれらに対する地域手当の月額</u>の合計額とする。 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 略 （勤勉手当） 第17条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。</u> 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額_____の合計額とする。 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額_____に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 略 （勤勉手当） 第17条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（12/16）

改 正 案	現 行
区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> _____（特定幹部職員にあつては、 <u>100分の125</u> _____）を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額_____ _____を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の102.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の122.5</u> ）、 <u>12月に支給する場合には100分の107.5</u> （特定幹部職員にあつては <u>100分の127.5</u> ）を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> _____（特定幹部職員にあつては、 <u>100分の60</u> _____）を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の48.75</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の58.75</u> ）、 <u>12月に支給する場合には100分の51.25</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の61.25</u> ）を乗じて得た額の総額
3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額_____ _____とする。
4・5 略	4・5 略
（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）	（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）
第17条の5 第4条第3項から第9項まで及び第8条_____ _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第17条の5 第4条第3項から第9項まで及び第8条から第9条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
（管理職手当等の支給方法）	（扶養手当等_の支給方法）
第17条の6 管理職手当、 <u>地域手当</u> 、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。	第17条の6 管理職手当、 <u>扶養手当</u> 、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。
（休職者の給与）	（休職者の給与）

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（13/16）

改 正 案	現 行												
第18条 略 2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。 5 職員が地方公務員法第27条第2項の条例で定める場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、条例で定めるところにより、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 6～8 略 別表第2（第3条の2関係） <table border="1"> <tr> <th>等級</th><th>基準となる職務</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>6級</td><td> <u>課長の職務</u> <u>農業委員会事務局長の職務</u> <u>監査委員事務局長の職務</u> <u>副参事の職務</u> </td></tr> </table>	等級	基準となる職務	略		6級	<u>課長の職務</u> <u>農業委員会事務局長の職務</u> <u>監査委員事務局長の職務</u> <u>副参事の職務</u>	第18条 略 2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当_____及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。 5 職員が地方公務員法第27条第2項の条例で定める場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、条例で定めるところにより、これに給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 6～8 略 別表第2（第3条の2関係） <table border="1"> <tr> <th>等級</th><th>基準となる職務</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>6級</td><td> <u>課長の職務</u> <u>農業委員会事務局長の職務</u> <u>監査委員事務局長の職務</u> </td></tr> </table>	等級	基準となる職務	略		6級	<u>課長の職務</u> <u>農業委員会事務局長の職務</u> <u>監査委員事務局長の職務</u>
等級	基準となる職務												
略													
6級	<u>課長の職務</u> <u>農業委員会事務局長の職務</u> <u>監査委員事務局長の職務</u> <u>副参事の職務</u>												
等級	基準となる職務												
略													
6級	<u>課長の職務</u> <u>農業委員会事務局長の職務</u> <u>監査委員事務局長の職務</u>												

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）

改 正 案

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400

現 行

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）

改 正 案									
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
	86	256,000	297,100	346,000					
	87	256,300	297,400	346,400					
	88	256,600	297,700	346,800					
	89	256,900	298,000	347,000					

現 行									
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）

改 正 案									
	<u>90</u>	257,200	298,300	<u>347,400</u>					
	<u>91</u>	257,500	298,600	<u>347,800</u>					
	<u>92</u>	257,800	299,000	<u>348,200</u>					
	<u>93</u>	258,100	299,200	<u>348,400</u>					
	<u>94</u>		299,400	<u>348,800</u>					
	<u>95</u>		299,700	<u>349,200</u>					
	<u>96</u>		300,100	<u>349,500</u>					
	<u>97</u>		300,300	<u>349,800</u>					
	<u>98</u>		300,600	<u>350,200</u>					
	<u>99</u>		301,000	<u>350,600</u>					
	<u>100</u>		301,400	<u>351,000</u>					
	<u>101</u>		301,600	<u>351,500</u>					
	<u>102</u>		301,900	<u>351,900</u>					
	<u>103</u>		302,200	<u>352,300</u>					
	<u>104</u>		302,500	<u>352,700</u>					
	<u>105</u>		302,700	<u>353,200</u>					
	<u>106</u>		303,000	<u>353,600</u>					
	<u>107</u>		303,300	<u>353,900</u>					
	<u>108</u>		303,600	<u>354,200</u>					
	<u>109</u>		303,800	<u>354,700</u>					
	<u>110</u>		304,200						
	<u>111</u>		304,600						
	<u>112</u>		304,900						
	<u>113</u>		305,100						
	<u>114</u>		305,300						
	<u>115</u>		305,600						
	<u>116</u>		306,000						
	<u>117</u>		306,200						
	<u>118</u>		306,400						
	<u>119</u>		306,700						
	<u>120</u>		307,000						
	<u>121</u>		307,400						
	<u>122</u>		307,600						
	<u>123</u>		307,900						
	<u>124</u>		308,200						
	<u>125</u>		308,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円 192,000	基 準 給料月額 円 219,500	基 準 給料月額 円 260,000	基 準 給料月額 円 279,700	基 準 給料月額 円 294,900	基 準 給料月額 円 320,600	基 準 給料月額 円 362,700	

(傍線の部分は改正部分)
(16/16)

現 行								
	<u>90</u>	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
	<u>91</u>	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
	<u>92</u>	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
	<u>93</u>	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
	<u>94</u>		299,400	<u>347,400</u>				
	<u>95</u>		299,700	<u>347,800</u>				
	<u>96</u>		300,100	<u>348,200</u>				
	<u>97</u>		300,300	<u>348,400</u>				
	<u>98</u>		300,600	<u>348,800</u>				
	<u>99</u>		301,000	<u>349,200</u>				
	<u>100</u>		301,400	<u>349,500</u>				
	<u>101</u>		301,600	<u>349,800</u>				
	<u>102</u>		301,900	<u>350,200</u>				
	<u>103</u>		302,200	<u>350,600</u>				
	<u>104</u>		302,500	<u>351,000</u>				
	<u>105</u>		302,700	<u>351,500</u>				
	<u>106</u>		303,000	<u>351,900</u>				
	<u>107</u>		303,300	<u>352,300</u>				
	<u>108</u>		303,600	<u>352,700</u>				
	<u>109</u>		303,800	<u>353,200</u>				
	<u>110</u>		304,200	<u>353,600</u>				
	<u>111</u>		304,600	<u>353,900</u>				
	<u>112</u>		304,900	<u>354,200</u>				
	<u>113</u>		305,100	<u>354,700</u>				
	<u>114</u>		305,300					
	<u>115</u>		305,600					
	<u>116</u>		306,000					
	<u>117</u>		306,200					
	<u>118</u>		306,400					
	<u>119</u>		306,700					
	<u>120</u>		307,000					
	<u>121</u>		307,400					
	<u>122</u>		307,600					
	<u>123</u>		307,900					
	<u>124</u>		308,200					
	<u>125</u>		308,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円 192,000	基 準 給料月額 円 219,500	基 準 給料月額 円 260,000	基 準 給料月額 円 279,700	基 準 給料月額 円 294,900	基 準 給料月額 円 320,600	基 準 給料月額 円 362,700

さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）

(第2条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
(給与に関する特例) 第8条 略 2・3 略 — — — 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額決定_____は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第10条 さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号。次項及び次条において「給与条例」という。）第3条から第4条まで、<u>第7条から第8条まで及び第9条の4</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、<u>第17条第2項及び第17条の4第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。	(給与に関する特例) 第8条 略 2・3 略 4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 5 第2項の規定による号給の決定、<u>第3項</u>の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第10条 さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号。次項及び次条において「給与条例」という。）第3条から第4条まで、<u>第7条から第9条まで、第9条の2及び第17条の4</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び<u>第17条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする_____。

さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年さくら市条例第51号）

(第3条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
(給与の種類) 第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。 (給料) 第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 <u>(地域手当)</u> <u>第4条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。</u> (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第19条の2 第4条_____の規定は、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	(給与の種類) 第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当_____ __、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。 (給料) 第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当_____ __、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第19条の2 第4条及び第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年さくら市条例第166号）
(第4条関係) (1/2)

改 正 案	現 行
(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。 (扶養手当) 第5条 略 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 — — (1)～(4) 略 <u>(地域手当)</u> <u>第5条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。</u> — — — — — — — — — — (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)	(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。 (扶養手当) 第5条 略 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (2)～(5) 略 <u>(特定任期付職員業績手当)</u> <u>第15条の2 特定任期付職員業績手当は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下単に「特定任期付職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。</u> (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年さくら市条例第166号）

(第4条関係) (2/2)

改 正 案	現 行
第21条 第5条_____の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又はさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。	第21条 第5条 <u>及び第6条</u> の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又はさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）

(第5条関係) (1/3)

改 正 案	現 行
(会計年度任用職員の給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、<u>地域手当</u>、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。 <u>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)</u> <u>第6条の2 給与条例第9条2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> (フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額) 第15条 第9条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第10条の規定により準用する給与条例第14条及び第11条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。 2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。 (パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、基準月額（パートタイム会計年	(会計年度任用職員の給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料_____、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。 (フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額) 第15条 第9条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第10条の規定により準用する給与条例第14条及び第11条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額_____に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。 2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額_____に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。 (パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、基準月額（パートタイム会計年

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）

(第5条関係) (2/3)

改 正 案	現 行
度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が休暇等 条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であると した場合に、当該パートタイム会計年度任用職員の 職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、 技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条まで の規定を適用して得た額<u>に、当該額を基礎として給 与条例第9条の2の規定により算定した地域手当の額 に相当する額を加算した額をいう。</u>以下この条にお いて同じ。)に、当該パートタイム会計年度任用職 員について定められた1週間当たりの勤務時間を休暇 等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た 数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、そ の端数を切り捨てた額。以下この条において同 じ。）とする。 2・3 略 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第24条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、 任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用 職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものと して規則で定めるものを除く。）について準用す る。この場合において、給与条例第17条第4項中「そ れぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失 職し、又は死亡した日現在）において職員が受ける べき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する <u>地域手当の月額</u>の合計額」とあるのは、「それぞれ その基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡し た職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は 死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度 任用職員としての在職期間における報酬（フルタイ ム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定め る額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替え るものとする。 2 略	度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が休暇等 条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であると した場合に、当該パートタイム会計年度任用職員の 職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、 技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条まで の規定を適用して得た額_____ _____をいう。以下この条にお いて同じ。)に、当該パートタイム会計年度任用職 員について定められた1週間当たりの勤務時間を休暇 等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た 数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、そ の端数を切り捨てた額。以下この条において同 じ。）とする。 2・3 略 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第24条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、 任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用 職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものと して規則で定めるものを除く。）について準用す る。この場合において、給与条例第17条第4項中「そ れぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失 職し、又は死亡した日現在）において職員が受ける べき給料及び扶養手当の月額_____ _____の合計額」とあるのは、「それぞれ その基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡し た職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は 死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度 任用職員としての在職期間における報酬（フルタイ ム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定め る額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替え るものとする。 2 略

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）

(第5条関係) (3/3)

改 正 案	現 行
(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第24条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定め が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週 間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で 定めるものを除く。）について準用する。この場合 において、給与条例第17条の4第3項中「それぞれそ の基準日現在において職員が受けるべき給料の月額 <u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>」とある のは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した 職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての 在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職 員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1 箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 略 (パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用 弁償) 第30条 略 2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一 定の期間における通勤の回数が少ない者についての 減額の措置を含む。）、支給日及び返納について は、給与条例第10条第2項から<u>第9項</u>までの規定の例 による。	(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第24条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定め が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週 間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則 で定めるものを除く。）について準用する。この場合 において、給与条例第17条の4第3項中「それぞれそ の基準日現在において職員が受けるべき給料の月額 _____」とある のは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した 職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての 在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職 員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1 箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 略 (パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用 弁償) 第30条 略 2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一 定の期間における通勤の回数が少ない者についての 減額の措置を含む。）、支給日及び返納について は、給与条例第10条第2項から<u>第8項</u>までの規定の例 による。

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年さくら市条例第38号）

(1/1)

改 正 案		現 行	
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）	
休暇の原因	休暇を与える期間	休暇の原因	休暇を与える期間
略		略	
16 <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	一の年度において5日(その養育する <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合</u> にあつては、10日)の範囲内の期間	16 <u>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話をを行う</u>	一の年度において5日(その養育する <u>小学校就学の始期に達するまでの子が</u> 2人以上の場合)にあつては、10日)の範囲内の期間
略		略	
20 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から9月までの期間内における、週休日、第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて <u>原則として連続する6日</u> の範囲内の期間	20 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から9月までの期間内における、週休日、第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて <u>原則として連続する5日</u> の範囲内の期間
略		略	

さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年さくら市条例第39号）（附則第9項関係）

(1/1)

改 正 案			現 行		
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)			(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略			略		
第17条の5	第4条第3項から第9項まで及び第8条	第8条、第9の4及び第10条の2	第17条の5	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員			

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 47 号) (1/1)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 170</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 43 号）（1/1）

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 5 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第 5 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 167. 5、12 月に支給する場合には 100 分の 172. 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年さくら市条例第44号)(1/1)

改 正 案			現 行		
別表 (第2条、第4条関係)			別表 (第2条、第4条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	さくら市職員の給与に関する条例(平成17年さくら市条例第50号)第3条に規定する行政職給料表の適用を受ける者の旅費相当額	略	略	さくら市職員の給与に関する条例(平成17年さくら市条例第50号)第3条に規定する行政職給料表の適用を受ける者の旅費相当額
公民館運営審議会委員	年額 15,000 円		公民館運営審議会委員	年額 15,000 円	
<u>学校運営協議会委員</u>	<u>年額 15,000 円</u>		略	略	
略	略				

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）

(1/1)

改 正 案	現 行
(食事の提供の特例) 第12条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略	(食事の提供の特例) 第12条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略

さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部を改正する
 条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例 (平成29年さくら市
 条例第24号) (1/2)

改 正 案				現 行	
<u>工場立地法第4条の2第1項に基づき緑地面積率等 に係る準則を定める条例</u>				<u>さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定す る緑地面積率等に係る準則を定める条例</u>	
<u>(工場立地に関する準則等の公表)</u>				<u>(緑地及び環境施設の面積の割合)</u>	
第3条 法第4条の2第1項の規定により、緑地面積 率等に係る準則 (同条第3項に規定する範囲を含 む。)を次の表のとおりに定める。				第3条 法第4条の2第1項に規定する緑地及び環境 施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、 緑地については100分の10以上、環境施設につい ては100分の15以上とする。	
区 域 の 区 分	区域の範囲	緑地の面 積の敷地 面積に対 する割合	環境施設 の面積の 敷地面積 に対する 割合		
第1種 区域	都市計画法 (昭 和43年法律第 100号) 第8条 第1項第1号に 規定する準工 業地域	100 分の 10 以上	100 分の 15 以上		
第2種 区域	都市計画法第8 条第1項第1号 に規定する工 業地域及び工 業専用地域	100 分の 5 以上	100 分 の 10 以上		
第3種 区域	都市計画法第8 条第1項第1号 に規定する用 途地域の指定 のない区域	100 分の 10 以上	100 分 の 15 以上		
2 前項の規定にかかわらず、工場立地法施行規則 (昭 和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸 省令第1号。以下この項において「規則」という。) 第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又 は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規 則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設について					

さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部を改正する
 条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例 (平成29年さくら市
 条例第24号) (2/2)

改 正 案	現 行
<u>は、敷地面積に緑地面積率（緑地の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。</u> <u>（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）</u> 第4条 <u>特定工場の敷地が前条に規定する区域又は前条に規定する区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における前条の規定の適用については、前条に規定する区域のいずれかの区域の敷地の割合が最も高いときは当該割合が最も高い区域に係る規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、前条に規定する区域以外の敷地の割合が最も高いときは前条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。</u> <u>（市に隣接する地方公共団体の長との協議）</u> 第5条 <u>特定工場の敷地が市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。</u>	<u>（区域の範囲）</u> 第4条 <u>法第4条の2第3項に規定する区域の範囲は、都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域とする。</u>

さくら市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市都市公園条例(平成17年さくら市条例第155号)

(1/15)

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。) <u>第18条の規定に基づき、法第2条の2の規定により</u> _____市が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (公園施設の設置基準) <u>第3条 略</u> 2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次のとおりとする。 (1) <u>都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この条において「令」という。)第6条第1項第1号</u>に掲げる場合においては、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができること。 (2)～(4) 略 3 略	(趣旨) 第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)、<u>都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)</u>及び<u>都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)</u>に定める<u>もののほか、</u>市が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (公園施設の設置基準) <u>第2条の2 略</u> 2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次のとおりとする。 (1) <u>令第6条第1項第1号</u> _____に掲げる場合においては、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができること。 (2)～(4) 略 3 略 <u>(行為の制限)</u> <u>第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u> (1) <u>物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</u> (2) <u>業として写真又は映画を撮影すること。</u> (3) <u>展示会、博覧会その他これに類する催しをすること。</u> (4) <u>興業を行うこと。</u> (5) <u>花火その他火気を使用すること。</u> 2 <u>前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</u> 3 <u>第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変</u>

改 正 案	現 行
(公園管理者以外の者の公園施設の設置等) 第 4 条 法第 5 条第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 公園施設 (法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。以下同じ。) を設けようとするとき ア 設ける目的 イ 設ける期間 ウ 公園施設の種類 エ 設ける場所及び面積 オ 公園施設の構造 カ 公園施設の管理の方法 キ 工事の実施方法 ク 工事の着手及び完了の時期 ケ 都市公園の復旧方法 コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項 (2) 公園施設を管理しようとするとき ア 管理する目的 イ 管理する期間 ウ 管理する公園施設 エ 管理の方法 オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項 (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき ア 公園施設の種類 イ 変更事項及び理由 ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が指示する事項	更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。 4 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の都市公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。 5 市長は、第 1 項又は第 3 項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 (許可の特例) 第 4 条 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第 1 項又は第 3 項の許可を受けることを要しない。

改 正 案	現 行
2 市長は、第 9 条第 2 項の規定を適用する場合においては、当該一般競争入札又は指名競争入札の落札者に対し、法第 5 条第 1 項の許可をする。 3 法第 5 条第 1 項の規定により公園施設を設ける許可を受けた者は、当該設置に関する工事を完了した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。 4 法第 5 条第 1 項の規定により許可を受けた者 (以下「設置管理許可者」という。) は、当該設置又は管理を廃止した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。 (都市公園の占用の許可) 第 5 条 法第 6 条第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 工作物その他の物件又は施設 (以下この条において「占有物件」という。) の種類 (2) 占有する面積 (3) 占有物件の管理の方法 (4) 工事の実施方法 (5) 工事の着手及び完了の時期 (6) 都市公園の復旧方法 (7) 前各号に掲げる事項のほか、市長が指示するものの 2 法第 6 条第 3 項ただし書に規定する条例で定める軽微な変更は、都市公園の利用又は効用に影響を与えない変更で規則で定めるものとする。 3 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定により許可を受けた者 (以下「占有許可者」という。) は、当該占有物件の設置に関する工事を完了したとき又は当該占有を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。 (行為の禁止) 第 6 条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可を受けている場合において _____ は、この限りでない。 (1) 公園施設及び備品 (以下「公園施設等」という。)	(行為の禁止) 第 5 条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可に係るものについては、この限りでない。 (1) 公園施設・備品 _____

改 正 案	現 行
を損傷し、又は汚損すること。 (2)～(7) 略 (8) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は停車し、若しくは駐車すること。 (9) 市長が別に指定する立入禁止区域に立ち入ること。 (10) 略 <u>(行為の制限)</u> <u>第 7 条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、設置管理者許可者又は占用許可者は、この限りでない。</u> <u>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</u> <u>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</u> <u>(3) 展示会、博覧会その他これに類する催しをすること。</u> <u>(4) 興行を行うこと。</u> <u>(5) 花火その他火気を使用すること (第 1 号の規定に該当しない行為に限る。)</u> <u>2 前項の規定により許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</u> <u>3 第 1 項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、当該変更の内容を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。</u> <u>4 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の都市公園</u>	を損傷し、又は汚損すること。 (2)～(7) 略 (8) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は止めて置くこと。 (9) 立入禁止区域に立ち入ること。 (10) 略 <u>(利用の禁止又は制限)</u> <u>第 6 条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。</u>

改 正 案	現 行
<u>利用に支障を及ぼさない</u>と認める場合に限り、<u>同項又は前項の規定による許可を与えることができる。</u> 5 市長は、第 1 項又は第 3 項の規定により許可を与える場合は、<u>都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</u> (有料公園施設) 第 8 条 有料公園施設 (公園施設等のうち _____ 有料で利用させるものをいう。以下同じ。) は、別表第 1 のとおりとする。 2 市長は、有料公園施設の供用日 _____ を定めることができる。 3 略	(有料公園施設) 第 7 条 有料公園施設 (市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。) は、別表第 1 のとおりとする。 2 市長は、有料公園施設の供用日<u>及び供用時間</u>を定めることができる。 3 略 <u>(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)</u> 第 8 条 <u>法第 5 条第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</u> (1) <u>公園施設を設置しようとする場合</u> ア <u>設置の目的</u> イ <u>設置の期間</u> ウ <u>公園施設の種類</u> エ <u>設置の場所及び面積</u> オ <u>公園施設の構造</u> カ <u>公園施設の管理の方法</u> キ <u>工事実施の方法</u> ク <u>工事の着手及び完了の時期</u> ケ <u>都市公園の復旧方法</u> コ <u>その他市長が指示する事項</u> (2) <u>公園施設を管理しようとする場合</u> ア <u>管理の目的</u> イ <u>管理の期間</u> ウ <u>管理する公園施設</u> エ <u>管理の方法</u> オ <u>その他市長が指示する事項</u> (3) <u>許可を受けた事項を変更しようとする場合</u> ア <u>公園施設の種類</u> イ <u>変更事項及び理由</u>

改 正 案	現 行
	ウ その他市長が指示する事項 2 法第 6 条第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 占用物件の種類 (2) 占用の面積 (3) 占用物件の管理の方法 (4) 工事実施の方法 (5) 工事の着手及び完了の時期 (6) 都市公園の復旧方法 (7) その他市長が指示する事項 (占用許可の軽易な変更) 第 9 条 法第 6 条第 3 項ただし書の規定による軽易な変更は、都市公園の利用又は効用に影響を与えないもので規則で定めるものとする。 (監督処分) 第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可の取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正の手段により、この条例の規定による許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の使用に著しく支障が生じた場合 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必

改 正 案	現 行
	<u>要が生じた場合</u> <u>(届出)</u> <u>第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合において</u> <u>は、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届</u> <u>け出なければならない。</u> <u>(1) 法第 5 条第 2 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第</u> <u>3 項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市</u> <u>公園の占用に関する工事を完了したとき。</u> <u>(2) 前号に掲げる者が、公園の施設の設置若しくは</u> <u>管理又は都市公園の占用を廃止したとき。</u> <u>(3) 第 1 号に掲げる者が、法第 10 条第 1 項の規定</u> <u>により都市公園を原状に回復したとき。</u> <u>(4) 法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により、同</u> <u>条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、</u> <u>命ぜられた工事を完了したとき。</u> <u>(5) 都市公園を構成する土地物件について、所有権</u> <u>を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転した</u> <u>とき。</u> <u>(6) 前条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項</u> <u>に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜら</u> <u>れた工事を完了したとき。</u> <u>(使用料)</u> <u>第 12 条 有料公園施設を利用する者は、別表第 1 に掲</u> <u>げる額の使用料を納付し、法第 5 条第 2 項、法第 6 条</u> <u>第 1 項若しくは第 3 項又は第 3 条第 1 項若しくは第</u> <u>3 項の許可を受けて都市公園を利用する者は、別表第</u> <u>2 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</u>
(使用料等) <u>第 9 条 設置管理許可者のうち現に公園施設を設け、</u> <u>又は管理するものは、別表第 2 に掲げる額の使用料</u> <u>を納付しなければならない。</u> <u>2 前項に掲げる公園施設が法第 2 条第 2 項第 7 号に規</u> <u>定する便益施設 (別表第 2 において「便益施設」とい</u> <u>う。) の場合においては、市長は、同項の規定にかか</u> <u>わらず、同項に規定する使用料の額を一般競争入札</u> <u>又は指名競争入札により定めることができる</u> <u>3 占用許可者のうち現に都市公園を占用するものは、</u> <u>占用料を納付しなければならない。この場合におい</u> <u>て、当該占用料の額は、さくら市道路占用料徴収条例</u> <u>(平成 17 年さくら市条例第 157 号) 第 2 条の規定を</u>	

改 正 案	現 行
<u>準用する。</u> 4 <u>第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定により許可を受けた者 (以下「行為許可者」という。)のうち現に行為をするものは、別表第 3 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</u> 5 <u>前条第 3 項の規定により許可を受けた者 (以下「有料施設利用許可者」という。)のうち現に有料公園施設を利用するものは、別表第 1 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</u> 6 <u>前各項の規定による使用料及び占用料 (以下「使用料等」という。)の納付は、前納とする。ただし、市長が必要と認める場合においては、この限りでない。</u> (<u>使用料等の減免</u>) <u>第 10 条</u> 市長は、公益上又は経済上の理由により特に必要があると認めるときは、<u>使用料等を減額し、又は免除することができる。</u> (<u>使用料等の還付</u>) <u>第 11 条</u> 既に納付された<u>使用料等</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。 (1)～(3) 略 (目的外利用及び権利譲渡の禁止) <u>第 12 条</u> <u>設置管理許可者、占用許可者、行為許可者又は有料施設利用許可者は、許可された目的以外に都市公園を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u> (<u>原状回復</u>)	2 <u>前項の使用料</u> _____は、前納とする。ただし、市長が必要と認める場合においては、この限りでない。 (<u>使用料</u> の減免) <u>第 13 条</u> 市長は、公益上又は経済上の理由により特に必要があると認めるときは、<u>使用料</u>を減額し、又は免除することができる。 (<u>使用料</u> の還付) <u>第 14 条</u> 既に納付された<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。 (1)～(3) 略 (<u>都市公園の区域の変更及び廃止</u>) <u>第 15 条</u> 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、<u>当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を公告しなければならない。</u> (<u>損害賠償</u>) <u>第 16 条</u> <u>公園施設その他の物件を破損し、滅失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u> (目的外利用及び権利譲渡の禁止) <u>第 17 条</u> <u>都市公園施設等の利用者</u> _____は、許可された目的以外に_____ _____利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。 (<u>原状回復</u>)

改 正 案	現 行
第 13 条 公園施設等の利用を終了したときは、当該者は、直ちに当該公園施設等を <u>原状に復さなければならない。</u> 2 <u>公園施設等を破損し、滅失したことにより、前項の規定により現状に復することが困難な場合は、当該者は、その損害を賠償しなければならない。</u> 3 <u>設置管理許可者又は占有許可者は、法第 10 条第 1 項の規定により都市公園を現状に回復した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。</u> <u>(監督処分)</u> 第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する行為許可者又は有料施設利用許可者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。この場合において、<u>原状回復が困難なときは、前条第 2 項の規定を準用する。</u> (1) <u>この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</u> (2) <u>第 7 条第 5 項の規定により付する条件又は第 8 条第 3 項の規定による許可に付した条件に違反している者</u> (3) <u>偽りその他不正の手段により、第 7 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 8 条第 3 項の規定による許可を受けた者</u> 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、都市公園を利用する者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) <u>都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</u> (2) <u>都市公園の保全又は公衆の都市公園の使用に著しく支障が生じた場合</u> (3) <u>前 2 号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</u>	第 18 条 公園施設等の利用を終了したとき又は利用を <u>取り消され、若しくは停止されたときは、利用者は直ちに原状に復さなければならない。</u>

改 正 案	現 行
3 法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者又は前 2 項の規定により第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者は、当該措置が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。 <u>(工作物等を保管した場合の公示)</u> 第 15 条 法第 27 条第 5 項の規定による公示は、保管を始めた日から起算して 14 日間、次項各号に掲げる事項をさくら市公告式条例 (平成 17 年さくら市条例第 3 号) 第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示することで行わなければならない。 2 法第 27 条第 5 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 保管した工作物その他の物件又は施設 (以下「工作物等」という。) の名称又は種類、形状及び数量 (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時 (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所 (4) 前 3 号に掲げる事項のほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項 3 市長は、第 1 項に規定する方法による公示を行うとともに建設部都市整備課の事務所に保管工作物等一覧簿を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。 <u>(工作物等の価格の評価等)</u> 第 16 条 法第 27 条第 6 項の規定による工作物等の価格の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価格の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価格の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。 2 法第 27 条第 6 項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。た	

改 正 案					現 行				
<u>だし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。</u> <u>(都市公園の区域の変更及び廃止)</u> <u>第 17 条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、所在地又は変更若しくは廃止に係る区域その他市長が必要と認める事項を公告しなければならない。</u> <u>(私権の制限)</u> <u>第 18 条 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したときは、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u> (罰則) 第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1 万円以下の過料に処する。 (1) 第 6 条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者 (2) 第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して同条第 1 項各号に掲げる行為をした行為許可者 (3) 第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定による市長の命令に違反した行為許可者又は有料施設利用許可者 第 21 条 略 別表第 1 (第 8 条、第 9 条関係) 1 略 2 さくら市総合公園 (1) 有料公園施設					(罰則) 第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1 万円以下の過料に処する。 (1) 第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して同条第 1 項各号に掲げる行為をした者 (2) 第 5 条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者 (3) 第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による市長の命令に違反した者 <u>(不正利用)</u> 第 21 条 略 別表第 1 (第 7 条、第 12 条関係) 1 略 2 さくら市総合公園 (1) 有料公園施設				
区分	利用 時間	単位	使用料 施設 照明	摘要	区分	利用 時間	単位	使用料 施設 照明	摘要

さくら市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市都市公園条例 (平成 17 年さくら市条例第 155 号)

(12/15)

改 正 案							現 行						
				使用 料	使用 料					使用 料	使用 料		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
テニ スコ ート (ハ ード)	1 面	午前 5 時 から 午後 7 時 まで	1 時 間	300 円	-		テニ スコ ート (ハ ード)	1 面	午前 5 時 から 午後 7 時 まで	1 時 間	300 円	-	
略	略	略	略	略		略	プー ル	1 日	平日 午前 9 時 から 午後 4 時 30 分 まで 土日 午前 9 時 から 午後 5 時 まで	1 人 1 日	600 円		一般 (高 校生 以上)
											480 円		一般 団体 (20 人以上)
											200 円		小・中 学 生
											160 円		小・中 学 生 団 体 (20 人以上)
											100 円		小学 生未 満
											80 円		小学 生未 満団

さくら市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市都市公園条例 (平成 17 年さくら市条例第 155 号)

(13/15)

改 正 案						現 行																																																										
備考												体 (20 人以 上)																																																				
						略	略	略	略	略		略																																																				
備考						備考																																																										
1 略						1 略																																																										
2 この表_____の適用を受ける者は、栃木県央都市圏又は栃木県塩谷広域圏に属する市町に居住する者又は同市町内に所在する学校、官公署、事業所等に在学し、若しくは在職する者とし、それ以外の者の使用料の額は、本表に掲げる使用料の額に2を乗じて得た額とする。						2 この表(プールの項を除く。)の適用を受ける者は、栃木県央都市圏又は栃木県塩谷広域圏に属する市町に居住する者又は同市町内に所在する学校、官公署、事業所等に在学し、若しくは在職する者とし、それ以外の者の使用料の額は、本表に掲げる使用料の額に2を乗じて得た額とする。																																																										
3 略						3 プールの個人利用の場合においては、一般にあっては6枚つづり 3,000 円、小・中学生にあっては6枚つづり 1,000 円、小学生未満にあっては6枚つづり 500 円の回数券を利用することができるものとする。																																																										
(2) 備品						4 プールの供用期間は、毎年7月1日から8月31日までの間で市長が定める期間とし、時間は平日午前9時から午後4時30分まで、土・日午前9時から午後5時までとする。																																																										
<table><tr><td>品名</td><td>単位</td><td>使用料</td><td colspan="3">備考</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>シャワー</td><td>1回</td><td>100円</td><td colspan="3">_____</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td colspan="3">_____</td></tr></table>						品名	単位	使用料	備考			略	略	略	略			シャワー	1回	100円	_____			略	略	略	_____			<table><tr><td>品名</td><td>単位</td><td>使用料</td><td colspan="4">備考</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>シャワー</td><td>1回</td><td>100円</td><td colspan="4">プールのシャワー設備を除く。</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td colspan="4"></td></tr></table>							品名	単位	使用料	備考				略	略	略	略				シャワー	1回	100円	プールのシャワー設備を除く。				略	略	略				
品名	単位	使用料	備考																																																													
略	略	略	略																																																													
シャワー	1回	100円	_____																																																													
略	略	略	_____																																																													
品名	単位	使用料	備考																																																													
略	略	略	略																																																													
シャワー	1回	100円	プールのシャワー設備を除く。																																																													
略	略	略																																																														
3 さくら市菖蒲沢公園						3 さくら市菖蒲沢公園																																																										
有料公園施設						有料公園施設																																																										
<table><tr><td colspan="2" rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">利用時間</td><td rowspan="2">単位</td><td colspan="2">使用料</td><td rowspan="2">摘要</td></tr><tr><td>施設使用料</td><td>照明使用料</td></tr><tr><td>多目</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td></td></tr></table>						区分		利用時間	単位	使用料		摘要	施設使用料	照明使用料	多目	略	略	略	略	略		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">利用時間</td><td rowspan="2">単位</td><td colspan="2">使用料</td><td rowspan="2">摘要</td></tr><tr><td>施設使用料</td><td>照明使用料</td></tr><tr><td>多目</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td></td></tr></table>							区分		利用時間	単位	使用料		摘要	施設使用料	照明使用料	多目	略	略	略	略	略																					
区分		利用時間	単位	使用料						摘要																																																						
				施設使用料	照明使用料																																																											
多目	略	略	略	略	略																																																											
区分		利用時間	単位	使用料		摘要																																																										
				施設使用料	照明使用料																																																											
多目	略	略	略	略	略																																																											

さくら市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市都市公園条例 (平成 17 年さくら市条例第 155 号)

(14/15)

改 正 案							現 行																																								
的広 場	略	略	略	略	略		的広 場	略	略	略	略	略																																			
							テニ ス コー ト 1面 午前 5 時 から 午後 7 時 まで 1 時 間 300 円 =																																								
備考 略							備考 略																																								
別表第 2（第 9 条関係）							別表第 2（第 12 条関係）																																								
<table><tr><th>公園施設の種類</th><th>使用料の額</th></tr><tr><td>1 法第 2 条第 2 項 第 5 号に規定す る運動施設</td><td>その都度市長が定める額</td></tr><tr><td>2 便益施設</td><td>次に掲げる額の合計額 (1) 当該便益施設の売上 高（消費税額を除く） の 10%以上の額で市長が 別に定める額 (2) 当該便益施設の管理 に係る光熱水費の額</td></tr></table>							公園施設の種類	使用料の額	1 法第 2 条第 2 項 第 5 号に規定す る運動施設	その都度市長が定める額	2 便益施設	次に掲げる額の合計額 (1) 当該便益施設の売上 高（消費税額を除く） の 10%以上の額で市長が 別に定める額 (2) 当該便益施設の管理 に係る光熱水費の額	1 法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた場合 の使用料は、さくら市道路占用料徴収条例（平成 17 年さくら市条例第 157 号）第 2 条の規定を準用する。 2 さくら市都市公園条例第 3 条第 1 項各号若しくは第 3 項の許可を受けた場合の使用料は、次のとおりとす る。 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th><th>備考</th></tr><tr><td>第 3 条第 1 項第 1 号に 掲げる行為</td><td>1 平方メー トル1日に つき</td><td>20 円</td><td></td></tr><tr><td>業として行 う写真の撮 影</td><td>1 日につき</td><td>500 円</td><td></td></tr><tr><td>業として行 う映画の撮 影</td><td>1 日につき</td><td>1,000 円</td><td></td></tr><tr><td>興行</td><td>1 平方メー トル1日に つき</td><td>10 円</td><td></td></tr><tr><td>第 3 条第 1 項第 3 号に 掲げる行為</td><td>1 平方メー トル1日に つき</td><td>5 円</td><td></td></tr><tr><td>その他の占 用</td><td></td><td></td><td>その都度市 長が定める 額</td></tr></table>							区分	単位	金額	備考	第 3 条第 1 項第 1 号に 掲げる行為	1 平方メー トル1日に つき	20 円		業として行 う写真の撮 影	1 日につき	500 円		業として行 う映画の撮 影	1 日につき	1,000 円		興行	1 平方メー トル1日に つき	10 円		第 3 条第 1 項第 3 号に 掲げる行為	1 平方メー トル1日に つき	5 円		その他の占 用			その都度市 長が定める 額
公園施設の種類	使用料の額																																														
1 法第 2 条第 2 項 第 5 号に規定す る運動施設	その都度市長が定める額																																														
2 便益施設	次に掲げる額の合計額 (1) 当該便益施設の売上 高（消費税額を除く） の 10%以上の額で市長が 別に定める額 (2) 当該便益施設の管理 に係る光熱水費の額																																														
区分	単位	金額	備考																																												
第 3 条第 1 項第 1 号に 掲げる行為	1 平方メー トル1日に つき	20 円																																													
業として行 う写真の撮 影	1 日につき	500 円																																													
業として行 う映画の撮 影	1 日につき	1,000 円																																													
興行	1 平方メー トル1日に つき	10 円																																													
第 3 条第 1 項第 3 号に 掲げる行為	1 平方メー トル1日に つき	5 円																																													
その他の占 用			その都度市 長が定める 額																																												
別表第 3（第 9 条関係）																																															

さくら市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市都市公園条例 (平成 17 年さくら市条例第 155 号)

(15/15)

改 正 案		現 行
<u>行為の区分</u>	<u>使用料の額</u>	
1 <u>第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる行為</u>	<u>1 平方メートル当たり日額 20 円</u>	
2 <u>第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる行為のうち写真の撮影</u>	<u>日額 500 円</u>	
3 <u>第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる行為のうち映画の撮影</u>	<u>日額 1,000 円</u>	
4 <u>第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる行為</u>	<u>1 平方メートル当たり日額 5 円</u>	
5 <u>第 7 条第 1 項第 4 号に掲げる行為</u>	<u>1 平方メートル当たり日額 10 円</u>	
6 <u>第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる行為</u>	<u>その都度市長が定める額</u>	
備考 <u>都市公園のうち市長が別に指定する場所で第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる行為をする場合において、火気を使用するときの使用料の額は、1 の項の規定にかかわらず、1 平方メートル当たり日額 40 円とする。</u>		

改 正 案				現 行															
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）															
(単位：円)				(単位：円)															
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料												
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本に	<u>480</u>	法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本に	<u>420</u>												
	第 2 種電柱	つき 1	<u>730</u>		法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 2 種電柱	つき 1	<u>650</u>											
	第 3 種電柱	年	<u>990</u>			法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 3 種電柱	年	<u>880</u>										
	第 1 種電話柱		<u>430</u>				法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電話柱		<u>380</u>									
	第 2 種電話柱		<u>680</u>					法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 2 種電話柱		<u>610</u>								
	第 3 種電話柱		<u>940</u>						法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 3 種電話柱		<u>830</u>							
	その他の柱類		<u>43</u>							法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	その他の柱類		<u>38</u>						
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	4								法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	4					
	地下に設ける電線その他の線類		<u>3</u>									法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	地下に設ける電線その他の線類		<u>2</u>				
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	<u>420</u>										法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	<u>370</u>			
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>260</u>											法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>230</u>		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	<u>850</u>												法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	<u>760</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360</u>													法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>870</u>														法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例（平成 17 年さくら市条例第 157 号）

(2/7)

改 正 案					現 行						
	その他のもの			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>850</u>		その他のもの			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>760</u>
法第 32 条 第 1 項 第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの			長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>18</u>	法第 32 条 第 1 項 第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの			長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>16</u>
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの				<u>26</u>		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの				<u>23</u>
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの				<u>38</u>		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの				<u>34</u>
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの				<u>51</u>		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの				<u>45</u>
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの				<u>77</u>		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの				<u>68</u>
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの				<u>100</u>		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの				<u>91</u>
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの				<u>180</u>		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの				<u>160</u>
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの				<u>260</u>		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの				<u>230</u>
	外径が 1 メートル以上のもの				<u>510</u>		外径が 1 メートル以上のもの				<u>450</u>
法第 32 条 第 1 項 第 3 号に掲げる施	自動運行補助施設	法第 2 条 第 2 項 第 5 号	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>3</u>	法第 32 条 第 1 項 第 3 号に掲げる施	自動運行補助施設	法第 2 条 第 2 項 第 5 号	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>2</u>

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例（平成 17 年さくら市条例第 157 号）

(3/7)

改 正 案						現 行					
設		に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線				設		に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線			
			その他の線類		<u>9</u>				その他の線類		<u>8</u>
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	<u>680</u>			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	<u>610</u>
		その他のもの	上空に設けるもの		<u>430</u>			その他のもの	上空に設けるもの		<u>380</u>
			地下に設けるもの	つき 1 年	<u>260</u>				地下に設けるもの	つき 1 年	<u>230</u>
		その他のもの			<u>850</u>			その他のもの			<u>760</u>
		法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			<u>850</u>			法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			<u>760</u>

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例（平成 17 年さくら市条例第 157 号）

(4/7)

改 正 案					現 行				
法第 32 条 第 1 項 第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの		<u>A</u> × <u>0.004</u>	法第 32 条 第 1 項 第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの		<u>A</u> × <u>0.005</u>
		階数が 2 のもの		<u>A</u> × <u>0.006</u>			階数が 2 のもの		<u>A</u> × <u>0.008</u>
		階数が 3 以上のもの		<u>A</u> × <u>0.007</u>			階数が 3 以上のもの		<u>A</u> × <u>0.01</u>
	上空に設ける通路			<u>430</u>		上空に設ける通路			<u>480</u>
	地下に設ける通路			<u>260</u>		地下に設ける通路			<u>290</u>
	その他のもの			<u>850</u>		その他のもの			<u>760</u>
法第 32 条 第 1 項 第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>9</u>	法第 32 条 第 1 項 第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>10</u>
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>87</u>		その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>96</u>
道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>87</u>	道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>96</u>

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例（平成 17 年さくら市条例第 157 号）

(5/7)

改 正 案					現 行				
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	870			その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	960
		標識	1 本につき 1 年	680			標識	1 本につき 1 年	610
		旗ざお	1 本につき 1 月	87		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 月	10
							その他のもの	1 本につき 1 月	96
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	9		幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	10
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	87			その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	96

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例（平成 17 年さくら市条例第 157 号）

(6/7)

改 正 案					現 行				
	アーチ	1 基につき 1 月	870		アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	960	
						その他のもの		480	
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	850	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	760		
令第 7 条第 3 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	$\frac{A}{0.031} \times$	令第 7 条第 3 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	$\frac{A}{0.033} \times$		
令第 7 条第 4 号に掲げる工事に用施設及び同条第 5 号に掲げる工事に用材料		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	87	令第 7 条第 4 号に掲げる工事に用施設及び同条第 5 号に掲げる工事に用材料		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	96		
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	$\frac{A}{0.014} \times$	令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	$\frac{A}{0.019} \times$
	上空に設けるもの			$\frac{A}{0.017} \times$		上空に設けるもの			$\frac{A}{0.023} \times$
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が 1 のもの		$\frac{A}{0.004} \times$		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が 1 のもの		$\frac{A}{0.005} \times$
		階数が 2 のもの		$\frac{A}{0.006} \times$			階数が 2 のもの		$\frac{A}{0.008} \times$
		階数が 3 以上のもの		$\frac{A}{0.007} \times$			階数が 3 以上のもの		$\frac{A}{0.01} \times$
	その他のもの			$\frac{A}{0.025} \times$		その他のもの			$\frac{A}{0.033} \times$

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例（平成 17 年さくら市条例第 157 号）

(7/7)

改 正 案				現 行			
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		A × 0.019	令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		A × 0.019
	その他のもの		<u>A</u> × <u>0.014</u>		その他のもの		<u>A</u> × <u>0.013</u>
令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		<u>A</u> × <u>0.022</u>	令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		<u>A</u> × <u>0.023</u>
	その他のもの		<u>A</u> × <u>0.014</u>		その他のもの		<u>A</u> × <u>0.013</u>
令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A × 0.019	令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A × 0.019
	上空に設けるもの		<u>A</u> × <u>0.022</u>		上空に設けるもの		<u>A</u> × <u>0.023</u>
	その他のもの		<u>A</u> × <u>0.031</u>		その他のもの		<u>A</u> × <u>0.033</u>
令第 7 条第 12 号に掲げる器具			<u>A</u> × <u>0.025</u>	令第 7 条第 12 号に掲げる器具			<u>A</u> × <u>0.033</u>
令第 7 条第 14 号に掲げる施設			<u>A</u> × <u>0.031</u>	令第 7 条第 14 号に掲げる施設			<u>A</u> × <u>0.033</u>
備考 1～7 略				備考 1～7 略			

改 正 案				現 行			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
(単位:円)				(単位:円)			
使用又は収益の種別		単位	金額	使用又は収益の種別		単位	金額
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき	480	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき	420
		1年	730			1年	650
			990				880
	第2種電柱		430		第2種電柱		380
			680				610
			940				830
	第3種電柱		32		第3種電柱		32
			43				38
			4				4
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	3		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	2
		1年	420			1年	370
			260				230
	地下に設ける電線その他の線類	1個につき	850		地下に設ける電線その他の線類	1個につき	760
		1年	360			1年	320
			870				960
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	表示面積1平方メートルにつき1年	850		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	表示面積1平方メートルにつき1年	760
	郵便差出箱及び信書便差出箱				郵便差出箱及び信書便差出箱		
	広告塔				広告塔		
	その他のもの				その他のもの		

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市公共物管理及び使用料条例(平成17年さくら市条例第158号)

(2/4)

改 正 案				現 行					
水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき	<u>18</u>	水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき	<u>16</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		1年	<u>26</u>	水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		1年	<u>23</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>38</u>	水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>34</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>51</u>	水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>45</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>77</u>	水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>68</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>100</u>	水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>91</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>180</u>	水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>160</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>260</u>	水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>230</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>510</u>	水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が1メートル以上のもの			<u>450</u>
鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設			使用面積1平方メートルにつき1年	<u>850</u>	鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設			使用面積1平方メートルにつき1年	<u>760</u>
地下街、 地下室、 通路、浄 化槽その 他これら に類する 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	$A \times 0.004$	地下街、 地下室、 通路、浄 化槽その 他これら に類する 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	$A \times 0.005$		
		階数が2のもの	$A \times 0.006$	地下街、 地下室、 通路、浄 化槽その 他これら に類する 施設		階数が2のもの	$A \times 0.008$		
		階数が3以上のもの	$A \times 0.007$	地下街、 地下室、 通路、浄 化槽その 他これら に類する 施設		階数が3以上のもの	$A \times 0.01$		
	上空に設ける通路		<u>430</u>	地下街、 地下室、 通路、浄 化槽その 他これら に類する 施設	上空に設ける通路		<u>480</u>		
	地下に設ける通路		<u>260</u>	地下街、 地下室、 通路、浄 化槽その 他これら に類する 施設	地下に設ける通路		<u>290</u>		
	その他のもの		<u>850</u>	地下街、 地下室、 通路、浄 化槽その 他これら に類する 施設	その他のもの		<u>760</u>		

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市公共物管理及び使用料条例（平成 17 年さくら市条例第 158 号）

(3/4)

改 正 案					現 行				
露店、商 品置場そ の他これ らに類す る施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		使用面積 1 平方メート ルにつき 1 日	9	露店、商 品置場そ の他これ らに類す る施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		使用面積 1 平方メート ルにつき 1 日	10
	その他のもの		使用面積 1 平方メート ルにつき 1 月	87		その他のもの		使用面積 1 平方メート ルにつき 1 月	96
看板、標 識、旗ざ お、パー キング・ メー ター、幕 及びアー チ	看板 (アーチ であるも のを除 く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 月	87	看板、標 識、旗ざ お、パー キング・ メー ター、幕 及びアー チ	看板 (アーチ であるも のを除 く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 月	96
		その他のもの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	870			その他のもの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	960
	標識		1 本につき 1 年	680	標識		1 本につき 1 年	610	
	旗ざお		1 本につき 1 月	87	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	10	
			その他のもの			1 本につき 1 月	96		
幕(工事 用板囲、 足場、詰 所その他 の工事用 施設を除 く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	9	幕(工事 用板囲、 足場、詰 所その他 の工事用 施設を除 く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	10		
		その他のもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 月			87	その他のもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 月	96
	アーチ		1 基につき 1 月	870	アーチ	車道を横断 するもの	1 基につき 1 月	960	
				その他のもの			480		

改 正 案			現 行		
太陽光発電設備及び風力発電設備	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>850</u>	太陽光発電設備及び風力発電設備	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>760</u>
工事用板囲、足場、詰所、その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>87</u>	工事用板囲、足場、詰所、その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>96</u>
略			略		
略			略		